

令和元年5月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から平成31年4月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	6トン	58トン
		0.1トン	6.0トン	超過済
3	クリーム	29トン	0トン	29トン
		7.8トン	0.2トン	7.6トン
4	粉乳類	50,712トン	876トン	49,836トン
		11,065トン	615トン	10,450トン
5	無糖れん乳	2,168トン	108トン	2,060トン
		7.7トン	108トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	97トン	19トン
		13トン	3トン	10トン
7	ヨーグルト	13トン	1トン	12トン
		0トン	0.7トン	超過済
8	バターミルク	188トン	11トン	177トン
		5.6トン	3.0トン	2.6トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	1,055トン	66,870トン
		36,287トン	802トン	35,485トン
10	その他の乳製品	12,628トン	95トン	12,533トン
		6,836トン	95トン	6,741トン
11	バター	15,408トン	1,354トン	14,054トン
		731トン	1,352トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	3,006トン	106,960トン
		78,537トン	2,060トン	76,477トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	378,966トン	5,508,790トン
		3,064,807トン	368,495トン	2,696,312トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	116,228 トン	1,201,975 トン
		212,886 トン	22,856 トン	190,030 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	12,203 トン	788,420 トン
		714,372 トン	12,203 トン	702,169 トン
15	コーンスターチ	1,135 トン	115 トン	1,020 トン
		125 トン	115 トン	10 トン
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	220 トン	16,190 トン
		2,906 トン	220 トン	2,686 トン
17	マニオカでん粉	164,864 トン	9,598 トン	155,266 トン
		161,600 トン	9,598 トン	152,002 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	131 トン	21,943 トン
		22,074 トン	131 トン	21,943 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	40 トン	1,725 トン
		858 トン	40 トン	818 トン
20	イヌリン	791 トン	60 トン	731 トン
		6.9 トン	20 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	1,452 トン	35,868 トン
		37,406 トン	1,452 トン	35,954 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	27 トン	345 トン
		344 トン	27 トン	317 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	16 トン	9,547 トン
		1,792 トン	16 トン	1,776 トン
24	でん粉調製品	108 トン	17 トン	91 トン
		101 トン	17 トン	84 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	12 トン	6,255 トン
		143 トン	12 トン	131 トン
27	調製食用脂	21,111 トン	70 トン	21,041 トン
		98 トン	12 トン	86 トン
28	繭	8.5 トン	0 トン	8.5 トン
		8.5 トン	0 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	0 トン	479 トン
		475 トン	0 トン	475 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。